

～ 国際研修 ～

ミャンマー法整備支援プロジェクト第2回本邦研修

国際協力部教官

横 幕 孝 介

第1 はじめに

2014（平成26）年11月2日（日）から同月15日（土）まで（移動日を含む。）、ミャンマー連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁判所」という。）からエイ・エイ・チッ・テ事務局長代行（当時¹）ら裁判官7名、ミャンマー連邦法務長官府（以下「連邦法務長官府」という。）からヌ・ヌ・イン事務局次長ら検察官7名計14名を招き、大阪中之島合同庁舎法務総合研究所国際会議室ほかにおいて、ミャンマー法整備支援プロジェクト²第2回本邦研修が実施された（日程及び参加者の詳細は、別添のとおり。）

第2 本研修実施の背景

本プロジェクトは、①ミャンマーが直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化（立法起草・法案審査能力向上支援）、②両機関所属の裁判官及び検察官の人材育成の基盤整備を柱としており、2014（平成26）年5月には、本プロジェクトにおける第1回本邦研修が、同年7月には、同研修の結果を踏まえての第1回合同調整委員会（JCC³）が開催された⁴。

同JCCで承認された今後の活動計画によれば、各機関とも、裁判官、検察官の人材育成に関し、研修カリキュラムの改訂、新たな教材の作成、新たな研修手法の導入等が掲げられているが、これまで、ミャンマーでの実務家に対する研修は、講義形式によるものがほとんどであるほか、教材としては、多くが法律の条文が記載されただけ

¹ 2015年1月15日付けで、正式に連邦最高裁判所事務局長に就任。

² 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連邦最高裁判所及び連邦法務長官府との間で、両機関を実施機関として締結されたプロジェクト。ミャンマーの社会経済及び国際標準に適合した法の整備及び運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配、民主主義、持続可能な経済成長を促進することを目的とし、法務総合研究所も同プロジェクトに全面的に協力している。2013（平成25）年11月開始。

³ Joint Coordinating Committee。ミャンマーの首都ネーピードーで開催。

⁴ 第1回本邦研修の内容等、これまでのプロジェクトの活動状況の一部については、ICD NEWS 第60号「特集 ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始されて」（本職執筆）を参照されたい。

のもので、日本でいう注釈書のような解説書も乏しいなど、各ワーキンググループメンバーにおいて人材育成に関する具体的なプロジェクト活動を進めていくに当たり、新たな教材や研修手法に対する具体的なイメージを醸成できていない状況にあった。

また、第1回本邦研修では、我が国の司法修習生、裁判官及び検察官に対する研修制度を広く紹介したところ、各実施機関からは、特に、若手裁判官や若手検察官に対する実務の現場における指導（OJT）の実情についてもっと深く知りたいとの要望も出された。

そこで、本研修では、本プロジェクトの2つの柱のうち、人材育成に焦点を当てた上、民事・刑事の第一審訴訟手続等に関するフローチャート作り等の作業を通じて、教材作りの一例を経験してもらいつつ、日本とミャンマーの訴訟手続に関する相互理解を深めるほか、日本の司法研修所におけるカリキュラムの組み方、事実認定に関する演習、日本や他国における法律教材の紹介等を通じて日本の研修カリキュラムや法律教材に関する知見を深めてもらうとともに、日本の裁判所、検察庁の各現場で若手の指導を担当している実務家との意見交換等を通じて、各庁におけるOJTへの具体的な取組についての理解を深めてもらうことを目的として、これを実施することとした⁵。

第3 本研修の概要

本研修プログラムは、大きく、①研修教材に関するもの、②研修カリキュラムに関するもの、③研修手法に関するもの、④OJTに関するもので構成されている。以下、主なものをご紹介します⁶。

1 研修教材に関するプログラム

(1) フローチャートの作成・発表等

研修員に、ミャンマーの裁判官、検察官の研修において活用できる教材作りの一例を実際に体験してもらうとともに、後続プログラムである日本の訴訟手続に関する講義⁷と合わせて、日本とミャンマーの訴訟手続の比較検討を行い、これらに関する

⁵ 本研修には、ミャンマー研修員14名とともに、ミャンマーに派遣中の國井弘樹長期専門家、同坂野一生長期専門家及びSue Pyi Son 現地プロジェクトオフィススタッフに帯同いただいた。

⁶ 本文で紹介したプログラムのほか、三谷真貴子法務省大臣官房施設課課付からは、日本における検察官の研修施設の概要等について講義をいただいた。

⁷ 「刑事手続の迅速化」及び「民事手続の迅速化」の各講義。前者では、当部野瀬憲範教官から、公判前整理手続等の刑事裁判の迅速化に向けた取組、新たな制度としての裁判員制度の概要等を中心に日本の刑事手続全般について紹介し、後者では、同毛利友哉教官から、争点整理手続や集中証拠調べなどの民事裁判の迅速化に向けた取組について焦点を当てて説明がなされた。研修員からは、捜査段階での裁判所の関与の仕方の違い、裁判員制度、民事訴訟における集中証拠調べに関する制度、争点整理手続の違いなどについて関心が寄せられるなどした。

る相互理解を深めることを目的として、「研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較（フローチャートを題材に）」のプログラムをもうけた。このプログラムは、いわゆる参加型プログラムの一つとして、連邦最高裁判所の研修員からはミャンマーの民事裁判手続について、連邦法務長官府の研修員からは同刑事手続についてのフローチャートをそれぞれ作成、発表してもらった上、これを基に日本側関係者との意見交換を実施した。

研修員は、本研修開始前の段階から、長期専門家による助言を得ながら、ミャンマー現地においてフローチャートの作成作業を進めた上で、本研修に臨んだものであるが、発表されたフローチャートは、例えば、それを見れば民事訴訟手続の流れと各段階における具体的な手続内容が一覧できるように作成されるなど、研修員らがフローチャートそれ自体に馴染みが薄い中で、読み手を意識した理解のし易いものに仕上がっていた。研修員からは、本研修中に作成したフローチャートについて、帰国後さらにブラッシュアップさせていく必要がある旨の声も聞かれたが、今回作成したフローチャートは、今後、ミャンマーの若手実務家の能力向上に役立つ有用な教材のベースとなるだけでなく、日本側関係者がミャンマーの手続に対する理解を深める際の一助にもなるであろうと思われる。また、研修員からは、「作成作業を進めながら生じた疑問を話し合っていく過程を通じて自国の訴訟手続に対する理解が深まった。」「今後の研修で使用するために、執行や保全の手続に特化したフローチャートも作成していきたい。」旨の感想が述べられるなど、フローチャート作りやその教材としての有用性を高く評価する声も聞かれ、今後のプロジェクト活動で取り上げる教材作りのイメージを体感してもらおうという目的は十分達成することができたと思われる。

(2) 法律教材の紹介

「日本における法律教材」の講義では、当職から、日本の実務家等が使用している各種の法律教材として、便宜上、六法（条文）型、逐条解説型、判例解説型、テーマ型、教科書型といった幾つかの類型に分けた上で、具体例を挙げながら、それらの教材の特徴や記載事項等について紹介するなどした。また、「外国における法律教材」の講義では、過去他国に対する法整備支援プロジェクトにおいて教材作成支援を行った例として、当部須田大教官からはラオスでの教材作りを例に、同内山淳教官からはカンボジアでの教材作りを例に、それぞれ教材の紹介に加え、教材作りの過程で生じた問題点やこれを克服していった過程等について具体的なエピソードを交えて紹介がなされるとともに、カンボジアの例では、坂野長期専門家から、御自身の体験談も合わせて紹介いただくなどした。

ミャンマーでは、これまでの政治情勢の影響等により、存在する法律教材そのものが極めて限られていることもあってか、研修員は、日本で様々な種類の法律教材が作成、市販され、それを誰でも自由に入手できること、市販されている教材が実務家に対する研修で使用されることもあることなどの状況に驚きを示していたが、これらの教材の紹介を通じて、作成する教材についても、目的や対象によって色々な形態の教材が考えられること、異なる機関が連携しながら作業を進めることそれ自体にも意義があることなど、今後のプロジェクト活動で進める教材作りにまつわる知見を深めることができたものと思われる。

2 研修カリキュラムに関するプログラム

カリキュラムに関するプログラムの前半では、当職において、「司法修習のカリキュラムの組み方」と題して、旧司法修習のカリキュラム⁸における科目、形式、配分、内容などについて説明を行うとともに、波床昌則弁護士（元裁判官、元司法研修所教官）にオブザーバーとしてご出席いただき、波床先生から、司法研修所教官の御経験に基づき、適宜コメントをいただく形で講義を進めた。講義に続くミャンマー研修員による発表では、連邦最高裁判所からは現行の新任判事研修のカリキュラム、連邦法務長官府からは同若手検事継続研修のカリキュラムについて、それぞれ発表してもらい、波床弁護士を交えて、日本とミャンマーの実務家に対する研修カリキュラムについて意見交換を実施した。

ミャンマーの研修カリキュラムでは、法律科目の種類が多岐にわたる上、法律科目以外にも、業務に必要な科目を広く学ぶ必要があるとの観点から、総務、予算、会計、法律英語といった様々な科目が組み込まれているほか、教官についても、その都度、高等裁判所の裁判官や部長クラスの検察官ら内部の職員が講師を担当している。また、これまでのミャンマーでの研修カリキュラムにおいては、どちらかという、学術的な知識のインプットに重点が置かれる一方、研修員の理解を確認するテストに対する講評も行われていなかったとのことである。そのため、研修員からは、民事裁判、民事弁護、刑事裁判、検察、刑事弁護の5科目に重点を置いた日本の修習カリキュラムの構成や、常勤の研修所教官を配置している研修所の体制、特に、起案形式のカリキュラムについて、実務で求められる知識の活用を強く意識した内容となっている点や、研修員が作成した答案を教官が全て添削し、全体を踏まえた講評を行っている指導側

⁸ ミャンマーでは、日本の司法修習に相当する制度はなく、任官後に受ける若手裁判官又は検察官に対する研修が、法曹実務に関する最初の研修となる。そのため、ロースクールを前提とした日本の現司法修習制度よりも、これを前提としない旧司法修習の方がミャンマーの研修制度に類似していることから、本研修では、旧司法修習、特に実務に関する最初の研修として位置付けられる前期修習のカリキュラムに焦点を当てることとした。

の姿勢に関心が寄せられた。

意見交換では、波床弁護士から、実施する起案に関して行っていた準備や工夫として、起案の前に、主任担当教官から当該起案における留意点を記載したペーパーが各教官に配布され、ポイントについての認識が共有されること、答案の返却後、修習生に手元の記録と照合して再検討を行う機会を与えていたこと、講評の方針についても教官会議で共有し、教室毎に講評の内容にバラツキが生じることを防いでいたことなどについて説明があったほか、研修の評価を翌年のカリキュラムに反映させるための取組として、毎年度末に、各教官が反省点を記載したメモを持ち寄り、起案の問題のレベルが適切であったか、課題の設定の在り方が適切であったかといった点について、教官室内で反省・検討する機会を設けていたことなど、具体的なエピソードを交えながら、非常に丁寧に説明いただき、研修員は、日本の司法研修所教官の実務の様子についても理解を深めることができた。

3 研修手法に関するプログラム

「刑事事実認定」のプログラムでは、午前中に、波床弁護士から、日本の刑事裁判における事実認定の目的や原則、事実認定の手法について御講義いただくとともに、午後からは、波床弁護士をモデレーターに、個別の事例を題材にして、刑事事実認定の考え方についての理解を深める演習を実施した。演習は、研修員において事前に各自で検討しておいてもらった3つの課題（①犯人識別供述の信用性判断の在り方、②間接証拠による犯人性の推認の在り方、③間接証拠による殺意の推認の在り方をそれぞれ題材とするもの。課題毎に、具体的な事例と当該事案における証言や考慮すべき個別の事実関係等が示されている。）について、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府の研修員を混在させた2つのグループ内で、研修員同士で討論を行った後、各グループの代表者から、グループ内での検討結果をそれぞれ口頭で発表、議論してもらう形で進められた。

ミャンマーの研修では、証言の信用性の検討など、典型的な事例を題材とした実務上の問題を扱う演習は存在しないようであり、この演習形式のプログラムは、こうした手法による演習の有用性について研修員に知ってもらうことを目的に、実際に日本の司法研修所で行われている事実認定に関する演習を研修員に疑似体験してもらうことを狙いとして組んだものであった。実際の演習では、当初、証言の信用性の問題と当該証言のみで被疑者を犯人と認めることができるかどうかの問題とを混同して検討していた研修員が、波床弁護士とのやりとりを通じて、次第に証拠の評価とそれに基づく事実認定とを整理して考えるに至る様子が窺われるなど、活発な議論を通じて理解が深まっていく過程をまさに研修員が自ら体験する機会となった。ミャンマーでは、

これまでも他ドナーによる Training for Trainer をテーマにしたワークショップが行われていたようであるが、本研修では、本国では講師となる立場の研修員が生徒役となって、巧みなディスカッションの進め方を実際に体験できたという点が大きな成果となったようであり、研修員からは、「波床先生によるディスカッションの進め方がとても参考になった。このような指導方法は、帰国後、是非他の職員にも共有したい。先生には、是非ミャンマーに来ていただいて、現地でも、もっと多くの若手裁判官、検察官に今日のような演習をしてもらいたい。」との感想をもらうなど、非常に好評を博した。このような演習を効果的に実施するには、豊富な実務経験に裏打ちされた事実認定に対する深い理解に加え、司法研修所教官という教育者としての豊富な経験をも併せ有していなければ困難であり、今回の演習形式によるプログラムを成功裡が終わったことについては、改めて波床弁護士に感謝を申し上げたい。

4 OJT に関するプログラム

大阪地方裁判所を訪問し、裁判所の概要説明、刑事裁判（覚せい剤の自己使用事犯）の傍聴、裁判官の執務室等を見学したほか、新任裁判官に対する OJT について、遠藤邦彦部総括裁判官を始め実際に現場で OJT に関わっておられる裁判官、指導を受ける立場の裁判官の方々に参加いただき、研修員らとの意見交換を実施した。意見交換では、若手裁判官が一定期間、民間企業、他省庁、弁護士等に出向する外部経験の研修システムに関心が寄せられたほか、遠藤部総括裁判官から、裁判官の独立性の確保に配慮しつつ、若手裁判官を鍛える OJT の機会としての合議の在り方について、「立場の上下ではなく、相手の意見に敬意を払いつつ、思い切り議論を行うことが重要である。」旨のお話をいただくなど、研修員らは、裁判所の現場における実際の OJT の状況について理解を深めた。

大阪家庭裁判所には、連邦最高裁判所からの研修員が訪問し、調査官室、面接室、少年審判廷等の施設を見学するとともに、奥田哲也少年上席裁判官を始め裁判官、書記官、調査官らに出席いただいて意見交換を実施した。研修員らは、家庭裁判所における立場の異なる各職員の連携の在り方、それぞれの立場で実務を行いながら若手を養成していく OJT の実際の様子等について説明を受け、これらについての理解を深めた。

大阪地方検察庁へは、連邦法務長官府からの研修員が訪問し、大島忠郁検事正を表敬した上、公判部において、裁判員裁判事件における若手検察官に対する指導の取組を紹介した DVD を視聴し、実際に OJT の指導に当たる立場のシニア検察官及び指導を受ける立場の若手検察官との座談会が実施されたほか、刑事部においては、シニア検察官との意見交換を行うなどした。公判部では、半年間で検事としての土台を作る

ことを目標に、経験に応じて3つの段階に分け、100を超える項目が記載された指導リストを利用するなどしながら指導に当たっていることなどの紹介を受け、刑事部では、検察官の執務室内で、警察官に対する研修が検察官と机を並べる形で行われている様子を見学するなど、検察の現場における具体的なOJTへの取組の実情についての知見を深めることができた。また、被害者支援に関する取組の紹介として被害者支援員室を見学したほか、事件係、令状係の業務を視察するなどした。

5 発表・総括質疑応答

研修の最後に、研修員から、特に法律教材、研修カリキュラム、研修手法に関するプログラムに関して、ミャンマーにおける現状と課題、今後のプロジェクト活動の方向性をテーマに発表してもらい、その後、これらについて日本側出席者との意見交換を行った。研修員の発表では、連邦最高裁判所、連邦法務長官府の双方から、それぞれ、講義の手法に長けた講師の人材不足、研修期間が短いことなどの課題が挙げられる一方で、本研修で取り上げたフローチャートの利用や事実認定に関する演習形式のプログラム等について、今後の各研修カリキュラムに反映するべく積極的に検討していきたい旨の言及がなされるなどした。また、意見交換では、日本側出席者から、今後、本研修の成果をより効果的にプロジェクト活動に反映させていくための視点として、実務家の能力向上を図るに当たり、研修とOJTとを使い分けていく考え方も有用となりうること、研修カリキュラムを組むに当たり、その時点でミャンマーの裁判実務で特に問題となっている課題に焦点を当てた研修や、配属部署における業務⁹に特化した研修をもうけることも考慮に値すること、各手続で作成する法律書面のひな形となる書式を本研修で作成したフローチャートと併せて準備、整理していくことで、フローチャートのさらなる効果的な活用が期待できることなどが提案され、出席者の間で活発な議論が交わされた。

第4 おわりに

本研修は、本プロジェクト開始後2回目の本邦研修として、若手裁判官及び同検察官の人材育成に焦点を当てて各プログラムを組んだものであるが、本研修を通して、上記のとおり、研修員は、新たな研修教材、手法、カリキュラムなどに関し、今後の活動の方向性について具体的なイメージを抱くことができるに至ったと思われる。また、既に、実際のミャンマーの若手裁判官に対する研修カリキュラムでは、第1回本

⁹ 連邦法務長官府は、大きく4つの部署（①法令審査、②法的助言、③訟務（検察を含む）、④総務）に分かれており、各検察官の職務は、配属された部署に応じて大きく異なっている。

邦研修の成果を踏まえて事例研究が新たに導入されたことに加え、本原稿の執筆時点¹⁰において、本プロジェクトオフィスが、連邦最高裁判所から、2015（平成27）年2月から4月にかけて実施予定のミャンマー裁判官に対する研修において、本研修で実施した波床先生による事実認定演習のプログラムをそのカリキュラムに採り入れたい旨の打診を受けるなど、少しずつではあるが、着実に、本研修を含めた本プロジェクト活動の成果が、実際のミャンマーの法曹人材の育成プロセスに反映されつつある。2013（平成25）年11月に始まった本プロジェクトも間もなく折り返し地点を迎えることになるが、当部としても、引き続き、本プロジェクトの一層の効果的な実施に向けて協力していきたい。最後に、本研修の講師の方々、訪問先の関係者の皆さま、コーディネーターのマニコウシンさん、同井上奈々さん、長期専門家を始め、本研修の実施に当たって調整段階からお世話になった多くの関係者の方々に心から御礼を申し上げ、本稿の締めくくりとしたい。どうもありがとうございました。

以 上

¹⁰ 2015（平成27）年1月現在。

ミャンマー第2回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	
11 / 2	日	移動日				
11 / 3	月	【ICDオリエンテーション】 国際会議室	11:00 【演習】 研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較(フローチャートを題材に) ～フローチャート作成準備		国際会議室	
11 / 4	火	【JICAプリーフィング】 JICA関西		14:30 【演習】 研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較(フローチャートを題材に)～フローチャート作成準備 国際会議室	16:00 【講義】 日本における検察官の研修施設の在り方について 三谷課付 国際会議室	
11 / 5	水	12:00 【演習】 研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較(フローチャートを題材に) ～発表・意見交換(刑事手続・連邦法務長官府) 国際会議室	12:15 部長主催意見交換会・写真撮影	14:00 【講義】 「刑事手続の迅速化」 野瀬教官	国際会議室	
11 / 6	木	【演習】 研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較(フローチャートを題材に) ～発表・意見交換(民事手続・連邦最高裁判所) 国際会議室		【講義】 「民事手続の迅速化」 毛利教官	国際会議室	
11 / 7	金	【講義・発表・意見交換】 司法修習のカリキュラムの組み方, ミャンマーにおける新任判事研修, 若手検事継続研修カリキュラムの紹介 波床弁護士, 横幕教官				共用会議室
11 / 8	土					
11 / 9	日					
11 / 10	月	【講義・演習】 刑事事実認定 波床弁護士				国際会議室
11 / 11	火	【講義】 「日本における法律教材」 横幕教官 国際会議室		【講義】 大阪地裁/大阪家裁/大阪地検の概要説明 野瀬教官, 毛利教官 国際会議室		
11 / 12	水	※UAGO【表敬・訪問】大阪地方検察庁検事正表敬, 公判部, 刑事部, 総務部(事件担当・令状担当) OJTに関する概要説明等		12:30 【講義】 「外国における法律教材と作成プロセス」 須田教官, 内山教官 国際会議室		
11 / 13	木	9:40 【訪問】 大阪地方裁判所刑事部 刑事裁判傍聴, 施設見学, 意見交換		12:05 【発表準備】 国際会議室		
11 / 14	金	【発表・意見交換】 ミャンマー側からの発表(本研修の成果と今後のプロジェクト活動への活用) 国際会議室		12:30 【総括質疑, 評価会・修了式】 国際会議室		
11 / 15	土	移動日				

ミャンマー法整備支援プロジェクト第2回本邦研修 研修員(AG)

The 2nd Training Course for Myanmar~Human Resource Development

1	ヌ ヌ イン
	Ms. Nu Nu Yin
	Deputy Director General, Administration Department 法務長官府 事務局次長
2	テイン テイン エイ
	Ms. Thin Thin Aye
	Director, Training Division, Administration Department 法務長官府 総務局研修部長
3	ミン タン
	Mr. Myint Than
	Deputy Director, Logistics and Budget Division, Administration Department 法務長官府 総務局業務予算部副部長
4	オウン タン
	Mr. Ohn Than
	Deputy Director, Constitutional Division, Legal Vetting and Advising Department 法務長官府 法案審査局憲法部副部長
5	モー ニン ルウィン
	Ms. Moe Hnin Lwin
	Deputy Director, Legal Translation Division, Legal Vetting and Advising Department 法務長官府 法案審査局法令翻訳部副部長
6	タン ジン ウィン
	Mr. Thant Zin Win
	Assistant Director, International Law and ASEAN Legal Affairs Division, Legal Advice Department 法務長官府 法的助言局国際法・ASEAN法務部長補佐
7	キン ミヤツ モン
	Ms. Khin Myat Mon
	Staff Officer, Civil Litigation Division, Prosecution Department 法務長官府 刑事局民事法制部付検事

【研修担当/Officials in charge】

教官 / professor 横幕 孝介(YOKOMAKU Kosuke), 野瀬 憲範(NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 富田 一之(TOMITA Kazuyuki), 若生耕介(WAKAO Kosuke)

ミャンマー法整備支援プロジェクト第2回本邦研修 研修員(SC)

The 2nd Training Course for Myanmar~Human Resource Development

1	エイ エイ チ テツ
	Ms. Aye Aye Kyi Thet Acting Director General 最高裁判所 事務局長代行
2	テツ ソー アウン
	Mr. Thet Soe Aung Deputy Director General 最高裁判所 事務局次長
3	キン メー イー
	Ms. Khin May Yi Director, Civil Justice Department 最高裁判所 民事部長
4	テン テン ワー
	Ms. Tin Tin War Director, Lawyer and Inspectorate Department 最高裁判所 弁護士監査部副部長
5	ニョ ミー サン
	Ms. Nyo Me San Deputy Director, Law and Procedure Department 最高裁判所 法案起草部副部長
6	エイ トウィン トウエツ トウエツ
	Ms. Ei Thwin Thweq Thweq Staff Officer, Law and Procedure Department 最高裁判所 法案起草部付判事
7	ネイ リン ソー
	Mr. Nay Lin Soe Staff Officer, Training Department 最高裁判所 研修部付判事

【研修担当/Officials in charge】

教官 / professor 横幕 孝介(YOKOMAKU Kosuke), 野瀬 憲範(NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 冨田 一之(TOMITA Kazuyuki), 若生 耕介(WAKAO Kosuke)